



林業制度資金のごあんない

制度資金は、林業者の方々が林業経営の育成、林業基盤、林業関係施設の整備、経営規模の拡大や経営改善などに必要な資金を、県などが補助を行うことにより長期かつ低利でお貸しできる資金です。
借入れの目的に応じて上手に活用し、経営の改善等にお役立てください。

① こんなとき、こんな資金（●印）が利用できます。

資金名	利率 (年利) (%)	償還期間 (以内) (年)	据置期間 (以内) (年)	森林・素材		機械・施設					経営・技術		運転資金	借換	災害	
				森林又は立木を取得したい	素材・木材製品を購入したい	造林・間伐などの森林整備をしたい	作業道を整備したい	林業機械を購入したい	樹苗養成施設を作りたい	林産物の処理・加工・流通・販売施設を作りたい	特用林産物の処理・加工・流通・販売施設を作りたい	バイオマス利用施設を作りたい	施業集約化をしたい	新技術・新商品の開発を行う	長期の運転資金が必要	短期の運転資金が必要
林業・木材産業改善資金	無利子	10	3	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
木材産業等高度化推進資金	1.30~2.00	1	—	●	●	●								●		
日本政策金融公庫資金（主なもの※）	林業基盤整備資金（造林）	1.35~2.35	30~55			●	●	●								●
	林業基盤整備資金（利用間伐推進）	2.20	20	20		●	●	●							●	
	森林整備活性化資金	無利子	30	20		●	●	●								
	林業経営育成資金（森林取得）	1.35~2.20	25~35	25	●											
	林業構造改善事業推進資金	2.20~3.35	20	3				●	●	●	●					
	農林漁業施設資金（共同利用施設）	1.35~2.55	20	3				●	●	●	●	●				●
	農林漁業施設資金（主務大臣施設）	1.35~2.35	15	3				●	●	●	●					●
農林漁業セーフティネット資金（林業）	1.35~2.20	15	3										●		●	

※ 利率は令和7年12月18日時点のものです。最新の利率は、借入の際に融資機関にご確認ください。（木材産業等高度化推進資金は、令和7年3月25日時点の利率です。）

②林業・木材産業改善資金

新たな事業の開始・販売方式の導入等の先駆的取組や経営改善等のために必要な資金を無利子で融資します。

林業・木材産業改善措置

～林業・木材産業改善資金を利用するには、以下のような林業経営等の改善を目的とする「林業・木材産業改善措置」が必要になります。～

- ①新たな林業部門の経営の開始
 - ・新たに素材生産事業やきのこと栽培などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合
 - ・新たに長伐期施業や複層林施業を実施する場合、森林認証を受けて行う林業経営も対象
- ②新たな木材産業部門の経営の開始
 - ・新たに集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するために必要な機械や施設を導入する場合
- ③林産物の新たな生産方式の導入
 - ・生産性の向上・品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合（木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設も含まれる）。また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりや団地性を確保した森林施業など先駆的な生産方式も対象
- ④林産物の新たな販売方式の導入
 - ・売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設を導入する場合。ITを活用した販売方式も含まれる。また、機械や施設だけでなく、量的なまとまりを確保した林産物販売など先駆的な販売方式も対象
- ⑤林業労働に係る安全衛生施設の導入
 - ・防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設などを導入する場合
- ⑥林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入
 - ・休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設などを導入する場合

資金の種類

～「林業・木材産業改善措置」を行うために必要な以下の資金を無利子で融資します。～

- ①現在使用している機械・施設の改良や新たな機械・施設の購入に必要な資金
- ②造林を行うための資材の購入、作業道作設等に必要な資金
- ③立木の取得に必要な資金
- ④立木を伐採、木材の搬出を行うのに必要な資金
- ⑤林業経営を行うために使用収益権を取得するのに必要な資金
- ⑥森林の施業又は立木の管理を長期委託するのに必要な資金
- ⑦能率的な経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- ⑧林業経営又は木材産業経営のための調査を行うのに必要な資金
- ⑨通信・情報処理機材の購入に必要な資金
- ⑩森林認証の取得に必要な資金 など

貸付対象者

- 林業に携わっている個人・法人・団体
森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町村など（会社の場合、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限られます。）
 - 木材製造業、木材卸売業又は木材市場業を営むもの
（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社、又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営むものにあつては300人）以下の会社若しくは個人に限られます。）
- ※上記以外に、別途関連する法律に基づく事業計画認定を受けた中小企業者及び促進事業者が利用いただける場合もあります。

償還期間 (うち据置期間)

10 (3) 年以内
※法律の特例により償還期間及び据置期間が延長される場合があります。

貸付限度額

【林業】個人1,500万円 法人3,000万円 団体5,000万円
【木材産業】1億円（木材製造業、木材卸売業又は木材市場業に係る事業を実施する場合）

【留意事項】 ・500万円以上の借入は、原則として民間金融機関から貸付を受けることとなっています。
・事業の着工は、原則として資金の交付を受けた後になります。
・償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設を無断で処分したり、目的外に使用することはできません。
・機械・施設等の購入の際、実際に支払う費用（税込）が、貸付けの対象金額となります。
・値引きがある場合は、値引き後の金額が対象となります。



③日本政策金融公庫資金

林業に従事する方々のニーズにあわせ多くの資金種類を設け、長期の償還期限と低利で融資します。

資金名	事業の内容	貸付対象者	利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額等
林業基盤整備資金	人工植栽、天然林改良、育林	林業を営む者又はその者の組織する法人	1.35～2.35%	30～55(20～35)年以内	必要な金額の80～90%
	樹苗養成施設の改良・造成又は復旧			15(5)年以内	
	林道・作業道の開設・改良			20～25(3～7)年以内	
	A 利用間伐に必要な資金(注1)			20(20)年以内	必要な金額の100%
	B 造林事業のために借り受けた負債の償還円滑化のための資金(平成20年9月以前の借入金に限る。)				毎年の償還元金の90%
保安林における利用伐期齢以上の立木の維持(禁伐、択伐の取扱を受ける場合等を除く。)	30(30)年以内		貸付対象立木の評価額の範囲内で1人につき400万円		
森林整備活性化資金(注2)	造林、利用間伐		無利子	30(20)年以内	負担する額の2/7以内(特例3/5以内、1/2以内)
林業経営育成資金	林地及び分収林契約による立木の持ち分の取得		1.35～2.35%	25～35(25)年以内	必要な資金の80～100%または個人1,000万円～7,000万円 法人3,000万円～10億円 のいずれか低い額
	森林の保育、保護、保全等の育林			20(20)年以内	
	生産方式の合理化に必要な資金			10(2)年以内	
林業構造改善事業推進資金	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業計画等に基づいて行う林業施設の造成等	2.20～3.35%	20(3)年以内	必要な金額の80%または個人1,300万円～3億円 法人2,600万円～3億円 のいずれか低い額	
振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村又は過疎地域における素材等の生産施設並びに林産物の処理加工施設等の取得	2.20～3.35%	25(8)年以内	必要な金額の80%または個人1,300万円～2,600万円 法人5,200万円～5億円 のいずれか低い額	
農林漁業施設資金	林産物の生産等に必要な共同利用施設の整備	1.35～2.55%	20(3)年以内	必要な金額の80% 資金の種類によって、 300万円～10億円のいずれか低い額	
	素材生産用施設、林産物処理加工・流通販売施設、森林レクリエーション施設造成等	1.35～2.35%	15(3)年以内		
新規用途事業等資金	すぎ、ひのき、まつの間伐材又はしいたげにかかる新規の用途又は加工原材料用の新品種の採用	2.25～2.75%	10年超～15(3)年以内	必要な金額の80%	
中山間地域活性化資金	中山間地域の林産物を原料又は材料とした製品の製造・加工・販売施設の整備	1.75～2.50%	10年超～15(3)年以内	必要な金額の80%	
	中山間地域の森林資源を活用した保健機能増進施設 林業生産環境施設の造成等		25(8)年以内		
農林漁業セーフティネット資金	災害や社会的・経済的な環境の変化などで、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金(資材、労務費等)	1.35～2.20%	15(3)年以内	600万円 (簿記記帳を行っており、特に必要と認められた場合は年間経費等の6/12以内)	

利率は令和7年12月18日時点

貸付利率、貸付限度額等についての詳細は、日本政策金融公庫農林水産事業へお問い合わせください。

(注1) 原則的にはAとBとの併せ貸しに限り、借入が可能です。Bのみの単独借入はできません。

(注2) 森林整備活性化資金は、林業基盤整備資金との併用が条件となります。



日本政策金融公庫ホームページに掲載されている『取扱必携』では、上記の資金をわかりやすく説明しています。

④木材産業等高度化推進資金

木材の生産及び流通を行う事業者が事業の合理化を推進する場合及び林業者が林業経営の改善を促進する場合に利用できる短期運転資金です。

資金の種類		事業の内容	貸付対象者	利率	償還期間	貸付限度額
事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	素材生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な運転資金	知事から合理化計画又は林業経営改善計画の認定を受けた①～④の者 ① 森林組合、森林組合連合会、その他の森林所有者の組織する団体 ② 森林所有者 ③ 素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、木材市場開設者等 ④ ③の組織する団体	短期資金 1.30～2.00%	1年以内	1億円 (特認2億円・4億円・5億円)

(注) 貸付限度額の特認は、林野庁長官の定める基準に該当し林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額で、事業の内容により異なります。利率は令和7年3月25日時点

⑤林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者が、就業に必要な技術等を習得するための研修資金や就業の準備に必要な資金を無利子で融通します。

資金の種類	事業の内容	貸付対象者	利率	償還期間 (うち据置期間)	貸付限度額等
就業研修資金	新たに雇い入れる林業労働者に対し、就業に必要な林業技術等を実地に習得するための研修資金を支給するのに必要な資金	認定事業主	無利子	10(4)年以内	① 林業労働力確保支援センターが行う研修 月額12万円以内/人 ② 林家等の研修 月額12万円以内/人 ③ 研修教育施設による研修 月額4万円以内/人
就業準備資金	新たに雇い入れる林業労働者に対し、就業に必要な移転その他事前活動資金を支給するのに必要な資金			10(4)年以内	新たに雇い入れる林業就業者1人につき 120万円以内/人

※資金のご利用については、林業労働力確保支援センター（新潟県農林公社内設置）にご相談ください。☎025(285)7712

実際の借入に当たっては最寄りの融資機関や次の機関などにご相談ください。

村上地域振興局農林振興部	☎0254-52-7932	(株)日本政策金融公庫新潟支店	☎025-240-8511
新潟地域振興局農林振興部	☎0250-24-8324	新潟県森林組合連合会	☎025-261-7111
津川地区振興事務所	☎0254-92-4510	新潟県木材組合連合会	☎025-245-0733
長岡地域振興局農林振興部	☎0258-38-2572		
南魚沼地域振興局農林振興部	☎025-772-8262	新潟県農林水産部林政課 (経営指導係)	☎025-285-5511(代) (内線：3029)
上越地域振興局農林振興部	☎025-526-9464		
糸魚川地域振興局農林振興部	☎025-552-5473	新潟県農林水産部経営普及課 (経営・資金係)	☎025-285-5511(代) (内線：3077・3078)
佐渡地域振興局農林水産振興部	☎0259-74-3395		



林野庁ホームページをチェック！

本リーフレットで紹介している資金のほかにも

- ・農林漁業信用基金による債務保証
- ・税制の特例措置 など

林業者、木材加工業者のみなさまを支援する各種制度が林野庁ホームページでご覧いただけます。

林野庁 林業金融

検索